

徳之島町親子留学制度実施契約書

_____ (以下甲という) と徳之島町親子留学制度実施委員会
(以下乙という) とは下記の条項により親子留学に関する契約を締結する。

(趣旨)

第1条 この契約は、徳之島町親子留学制度実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、徳之島町親子留学(以下「親子留学」という。)における契約について必要な事項を定めるものとする。

(留学期間及び補助期間)

第2条 留学期間は、各号に掲げるものとする。

- (1) 留学期間は、原則として4月から1年間とするが、継続を希望する場合は、次年度に再度申込をし、学校及び実施委員会で協議し決定する。上限中学3年生卒業までとするが、補助期間は最長3年間とする。

(履行事項)

第3条 決定を受けた留学生、実親等は次の事項を履行しなければならない。

- (1) 転入学する校区内に住民登録すること。
- (2) 留学に関する契約書の締結は教育委員会の立ち会いの上で行うこと。
- (3) 教育委員会から入居することのできる公営住宅及び空き家の情報提供をするとし、実親等は入居場所を確保すること。

(経費)

第4条 この制度における留学生に係る経費は次のとおりとする。

- (1) 児童生徒にかかる経費は、原則として実親等の自己負担とする。
- (2) 本町に来る際にかかる引越の経費(交通費、荷物運搬)の1/2(上限100,000円)助成する。
- (3) 児童生徒一人につき月額35,000円以内を補助し、毎月前月末までに口座に振り込むものとする。
- (4) 補助対象期間(町内小学校、中学校に在籍)に限り補助するとし、補助の期間は最長3年間までとする。

(甲の責務)

第5条 甲の責務は次のとおりとする。

- (1) 甲は、児童生徒が在籍する学校のPTA会員としての務めを果たし、PTA活動に積極的に参加する。
- (2) 甲は、留学生の養育に責任を持ち、町民の一人として、地域住民とかかわり、連携を深め、養育及び地域貢献に努めること。

(事故発生時の処置)

第6条 留学生に病気や事故または何らかの事項が発生した時の対応は、次のとおりとする。

- (1) 甲が責任をもって対処すること。

(解約)

第7条 次の事項に該当する場合は、乙の立ち会いの上で協議し、契約を解約することができる。

- (1) 児童生徒の問題行動により、指導監督が困難であると判断されたとき。
- (2) 第5条に規定するものの不納及び契約違反が生じたとき。
- (3) 家庭の事情により解約希望が生じたとき。
- (4) 児童生徒が病気や事故等により、長期間就学することが困難であると判断され、解約希望が生じたとき。
- (5) 申込書及び契約書等に虚偽はあるとき。
- (6) その他制度の目的を達成することができないことが明確で、契約の不履行が認められたとき。
- (7) 甲がPTA役員及び校区民としてその責務を放棄し、委嘱と責務を果たせないものとみなしたとき。

(その他)

第8条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は実親等、実施委員会及び教育委員会、町長が協議して定めるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成して、記名捺印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：

印

乙：鹿児島県大島郡徳之島町亀津7203番地
徳之島町親子留学制度実施委員会
会長 福 宏 人

印